⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等
　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、技術資料、技術評価資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書、参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間　入札公告日 から令和５年３月３日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合は郵送（書留郵便に限る）または当社ホームページにより、契約責任者に届出を行った場合は、記４⑶①の期間に、記４⑴に郵送すること。なお、郵送による提出の場合には、（正）１部及び電子データ（ＰＤＦ及びエクセルファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出すること。当社ホームページに資料をアップロードする場合は、案件毎に事業者登録を行うものとする。
⑷　開札（入札執行）の日時及び場所
①　電子入札による入札　令和５年４月17日（月）から令和５年５月17日（水）の10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
②　郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）
　令和５年５月17日（水）16時00分までに記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る。）
③　開札日時　令和５年５月18日（木）10時00分
④　開札場所　中日本高速道路株式会社東京支社
５　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　納付。
　ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。
　また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
　なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
⑷　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
　また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。
⑸　「調査基準価格」を下回る入札を行った者
　「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。
　なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑹　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑻　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。
⒀　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒁　詳細は入札説明書による。
⒂　契約締結後に配置する技術者の要件
１）技術者の専任に関する事項
　現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。
２）主任（監理）技術者に関する事項
①　監理技術者にあっては、監理技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。
３）技術者の経験に関する事項
①　単体もしくは特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の同種工事の経験を有すること。（工事経験の年数設定はなし）
　途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。
　なお、同種工事の項にあげる各工事の経験は同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。
　同種工事１
　道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
　同種工事２
　複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000V以上で主変圧器容量200kVA以上の受配電設備㊟について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
②　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
②－１　電気工事の参加資格を有する社
　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の同種工事の経験を有すること。（工事経験の年数設定はなし）途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。
　同種工事１
　道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。